

調整給付金(不足額給付分)^(※) 申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市 (令和7年度個人住民税の課税市)
瀬戸市長

申請期限
令和7年11月14日(金)

市受付印

※ 本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

※ 本様式を提出いただいた場合、瀬戸市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に審査結果を送付します。

【本様式での申請が必要な方】

- 下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より減少した方(例:令和6年所得が、令和5年所得よりも減少した方)
 - ・当初調整給付後に税額変更が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例:お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認してください。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。(市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。)

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0 となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等
(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等
(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。(令和6年中に瀬戸市に転入した方のみ)
- ⑤ 令和6年度に「新たな非課税(又は均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給していません。若しくは、受給後に令和6年度個人住民税所得割額の修正(非課税から課税)がありません。

裏面も必ずご確認ください

1. 申請者 表面の誓約・同意事項に同意の上、申請します。

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名	大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

2. 振込先口座

下記の口座への振込を希望します。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

提出書類

☐ 調整給付金(不足額給付分) 申請書(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 「1. 申請者」欄

☐ 「2. 振込先口座」欄

☐ 本人(代理人)確認書類の写し(コピー)

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を別紙の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を別紙の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

(転入者の方のみ)

☐ 調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していない方は、下欄にチェックを入れてください。

☐ 調整給付金(当初給付分)を受給していないため、添付する書類がありません。

☐ 令和6年度個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)

※令和6年中に他の市区町村から瀬戸市に転入された方のみ、ご注意ください。

※ 税額の変更があった方は、最新の令和6年度個人住民税の通知書(変更があった場合は変更後のもの)の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 市から求められた資料

※ 市から申請書の審査のために資料の提出を求められた場合にご用意ください。

※ 記入漏れ、記入誤りや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。

【代理申請を行う場合】 ※ 代理による場合は事前に瀬戸市不足額給付金コールセンター(050-3821-6069)にご連絡ください。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の申請を受給申請及び受給を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			本人氏名	署名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付
（事前に瀬戸市不足額給付金コールセンターまでご連絡ください。）

振込先金融機関口座確認書類

キャッシュカードや通帳の表紙を開いた（金融機関・支店名、口座番号、
口座名義人（カナ）のわかる）ページの写し（コピー）